

# Harmony通信

vol.170

2019.04

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



## 気になる！企業のソーシャルリスク対策の実態

### ◆従業員の不適切動画投稿問題で改めて問われる企業の対策

飲食店やコンビニの従業員が投稿した不適切動画問題が、企業の評判に悪影響を及ぼしかねない事件が立て続けに起こりました。対応については、従業員に損害賠償請求訴訟を起こす決定をした企業、全店休業して社員研修を行う決定をした企業と様々ですが、SNSを活用する企業も個人も増えている中では、いつ問題に巻き込まれても不思議はありません。

### ◆多くが何らかの対策を講じており、4割が研修を実施ウェブサイトやアプリのユーザーサポート等を行う

アディッシュ株式会社は、2018年12月に行った調査によれば、ソーシャルリスク対策について「未実施。今後も実施なし」と回答したのは5.2%で、多くの企業が対策を行っています。

具体的な内容を実施率で見ると、「研修の実施」39.1%、「ガイドライン作成」37.2%、「マニュアル作成」30.9%が上位に入っています。

しかしながら、従業員数別に見ると100人以上300人未満の研修の実施率が50%であるのに対し、100人未満では19.1%と、十分な対策が取られていない可能性があります。

### ◆雇入れ時に自筆の誓約書を書かせるのも有効？

人事コンサルタントの増沢隆太氏によれば、研修の実施や朝礼時の啓発を継続的に行うとともに、**雇入れ時に、自筆で、バイトテロを起こした場合の損害賠償を約束させる誓約書を取り交わすのが望ましい**そうです。例えば、店舗普及に必要な清掃や消毒、商品の廃棄や巷間、休業補償などを当事者負担で行うことを明文化しておくのだそうです。用意された誓約書にサインさせるのではなく、従業員自身に内容を書かせることが、バイトテロ行為を行うことのリスクを自覚させるのに有効だということです。



現在、SNSポスター第2弾！不適切動画投稿編を鋭意、作成中です！完成したらご案内しますので今しばらくお待ちください。

#### 編集後記

今年の仙台の桜は、例年より一週間ほど開花が早まったようです。暖かい日と寒い日が交互にやってくるので体調管理に苦労しますが、まもなく満開になりそうな桜と新しい人々（社会人も学生も）の姿に本格的な春の訪れを実感します。徐々に花粉の飛散も落ち着いてきたので、これからお花見の予定がある方もいらっしやることでしょう。

ところで、お花見は日本古来の風習と言われていますが、はじめから桜の下で宴会をするイベント（これが楽しみなことは否めませんが）だったわけではないようですね。花見の起源は奈良時代の貴族の行事だとされています。かなり遡りますね。但しその頃は梅が主役で、桜になったのは平安時代からだと言われています。花見の会場で咲き誇る夜桜は壮観ですが、庭先や通りすがりの何処かで足を止めて眺める桜もまた趣があり、なんとも深い情緒を感じる事が出来ますね。

## 社内失業者の実態～エン・ジャパンの調査から

エン・ジャパン株式会社は、同社が運営する人事向け総合情報サイト『人事のミカタ』上でサイト利用企業を対象に「社内失業」に関する実態調査を行いました。その結果、予備軍を含め「社内失業者がいる」と回答した企業は23%にも上っています。

社内失業とは、「労働者が正社員として企業に在籍しながら、仕事を失っている状態」のことをいいます。本調査では、約7割の人がこの言葉を知らない、もしくは名称は知っているが意味は知らないと答えています。実際、社内失業者がどれほどいるのか気になるのですが、2011年の内閣府調査によれば、全国の労働者の8.5%にあたる465万人が該当しました。

社内失業者が発生する要因として、「該当社員の能力不足」（70%）、「該当社員の異動・受け入れ先がない」（51%）「職場での人間関係が悪い」（26%）が続きます。

企業としての今後の対策としては、「該当社員への教育」（35%）が最多で、次いで「特に何もせず、状況を見る」（22%）「職階の見直し」（21%）「自己啓発（学び直し等）の支援」「賃金体系（基本給）の見直し」（いずれも20%）を検討しているとしています。

“仕事をしている風のまま、定年を目指しているように感じる”“解雇したいが、モンスター社員なので、訴訟を起こされる可能性があり、解雇できない”等、企業は手を施そうと検討・対応するも、社内失業者本人の改善意識が希薄で対応には苦慮しているようです。

### ◆障害者手帳のカード化、自治体判断で4月から

厚生労働省は、この4月にも省令を改正し、各自治体の判断で障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳をカード化できるようにする方針を決めました。現在の身体障害者手帳は「持ち運びしにくく、劣化しやすい」など障害者などからカード型に変更するよう求める声がありました。カード型の手帳は耐久性のあるプラスチックなどの素材を利用し、運転免許証やクレジットカードと同じ大きさにします。またカードに氏名や住所、障害の度合いなどを記載します。

## Harmony通信 2019.04

#発行：2019年4月10日

#編集・構成：合同会社Melody



Harmony司法書士行政書士事務所

Harmony社会保険労務士事務所

合同会社Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

